

「韓露漁業問題」について

～北方四島周辺水域における第三国漁船の操業をめぐる～

Saury fishery by South Korean boats in waters around the Northern 4 Islands

海野洋*（東北大学大学院法学研究科教授）

- 1 はじめに
- 2 我が国の200海里水域の設定状況
- 3 日露漁業関係
- 4 日韓漁業関係
- 5 韓露漁業関係
- 6 2001年の韓露漁業問題の背景
- 7 日韓・日露交渉の概要等
- 8 2002年の操業条件をめぐる交渉の結果
- 9 マスコミの動向
- 10 終わりに

1 はじめに

2001年は、国内外で大きな事件が相次いだ。中央省庁の再編（1月）、森首相退任と小泉内閣誕生（4月）、9・11事件とアフガン戦争（10月）、我が国初のBSE牛発生（9月）、九州西方水域での不審船銃撃事件（12月）などである。

同じ年、我が国北方四島周辺水域（以下「四島水域」という）において、韓国漁船等がロシアから許可を得て操業するという事件が勃発した。日露・日韓の固有協議と区別する必要性から「韓露漁業問題」と呼称されたこの問題は、我が国の「主権侵害」に当たるものであり、関係国の首脳レベル協議で取り上げられるまでになったが、日韓間での合意がないまま韓国漁船による操業が実施されるという極めて遺憾な事態に至った。その後続けられた日露・日韓の交渉により、事態は收拾の方向に向かい、幸い翌年以降繰り返されることはなくなった。

その顛末は、水産白書・外交青書にもごく簡潔に記されているが、全体を鳥瞰するものは殆どない¹。不十分な新聞報道を辿るだけでは、その経緯や問題点を十分把握できない状況にあることは、筆者が担当する授業で取り上げようし、痛感したところでもある。

筆者は、2001年1月に水産庁資源管理部長に就任しその解決に当たったのみならず、1992年に起こった類似の事件（後述）にも海洋漁業部国際課漁業交渉官としてこれに関与した。7～8年前の外交関係には未だ生々しい部分があることは十分承知しつつも、当事者として苦勞した点を含め、この事件の概要をできる限り分かりやすい形で、本稿において明らかにしておきたい。

まず、この問題の背景となる「我が国の200海里水域の設定状況」、「日露・日韓・韓露の漁業関係」を概観した後、2001年の韓露漁業問題について、その概要と我が国政府の対応措置を述べることにしたい。

2 我が国の200海里水域の設定状況

2.1 公海自由の原則

¹ 管見するところ、木村汎教授の論文（参考資料①）及び本田良一氏の著書（参考資料②）があるのみで、いずれも日露関係の面から取り上げている。

海岸から一定の距離までの水域を沿岸国の領土主権が及ぶ「領海」として認め、その外側の海は航海や漁業が自由に行える「公海」とする考え方（「公海自由の原則」）は、18世紀頃から広く認められてきた。領海の幅は各国で必ずしも統一されていた訳ではないが、海岸に置かれた砲の着弾距離、即ち「3海里」とするものが比較的多数を占め、我が国もこの立場を採ってきた。

然るに、第2次世界大戦後南米諸国を中心として、領海自体の拡張や距岸200海里までの海洋資源管理権を主張する国が出てきた。後述する韓国の「李承晩ライン」も、その一つに数えることができる。

このような動きを受け、領海、海洋資源の管理水域、大陸棚などの海洋法一般をめぐる諸問題に関して、1950～1960年代にかけて、第1次・第2次国連海洋法会議などで検討が行われたが、各国の対立は激しく統一見解を得るには至らなかった。その後、1973年から第3次国連海洋法会議が開催されたが、この会議は10年間の長期にわたったことから、その終了を待たずに200海里の「排他的経済水域」(EEZ)を先取りする気運が世界各国で醸成されるに至った。

2.2 転機となった1977年

1977年には、米国、ソ連（当時）をはじめとする多くの国々が「排他的経済水域」を設定するに至り、我が国漁業は深刻な事態を迎えることとなったが、とりわけ問題となったのがソ連による設定であった。即ち、この措置により北方四島の周辺では、領海（ロシアは従来から12海里を採用）ばかりか、距岸200海里までが領土問題に連動する水域となったのである。

このため、1977年我が国も「漁業水域に関する暫定措置法」を制定し、7月1日から「暫定漁業水域」の設定に踏み切った。ソ連との間では、この時点で、資源状況を考慮した上で外国漁船に対する漁獲割当等の条件を決定し、許可及び取締りを行う体制（沿岸国主義）に基づく漁業関係が成立したのである。

我が国が設けたこの水域は、次の三点の特色を有していた。

- ①「専ら漁業」を対象とする水域であったこと。
- ②韓国及び中国との関係を考慮し、東経135度以西の日本海、東シナ海などについては、水域自体を設定していないこと（図1参照）。
- ③太平洋側などに設定した水域についても、漁業に関する二国間協定が存在していた韓国及び中国については、適用除外としたこと。

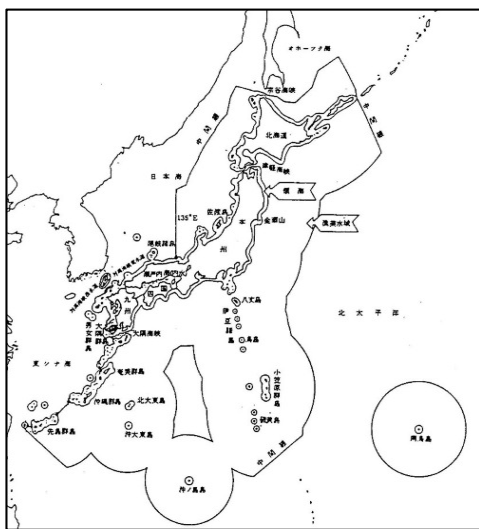


図1 - 暫定漁業水域

2.3 排他的経済水域を設定した1996年

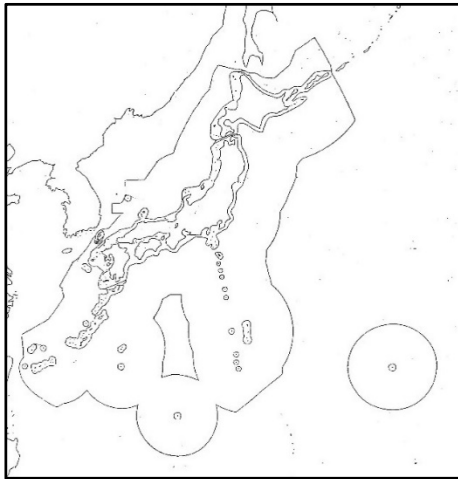


図2－排他的経済水域（概念図）

その後の海洋法条約をめぐる動きは、第3次国連海洋法会議において条約草案の作成（1981年）、採択（1982年）、更に発効（1994年）により結実することとなった。我が国は1996年に国連海洋法条約を批准するとともに、その規定を受けて国内関連法令を整備し、1996年7月20日から距岸200海里の「排他的経済水域」体制に移行したのである。

しかし、その実態は極めて不十分なものであった。即ち、水域自体は図2のとおり西日本周辺にも及んだものの、二国間の漁業協定（許可及び取締りを漁船の船籍国が行う旗国主義を採用）が優先するため、東経135度以東を含めた我が国周辺水域の全てにおいて、韓国及び中国の漁船に対する管理を行えない状況が継続したのである。国連海洋法条約に即した海洋秩序を構築するためには、この問題の解消が次の大きな課題となった。

1996年韓国及び中国も同条約を相次いで批准したことから、これに則した新たな二国間協定を締結するための交渉が開始され、紆余曲折を経たものの、新協定時代を迎えることとなった（現・日韓漁業協定は1998年11月署名・1999年1月発効。現・日中漁業協定は1997年11月署名・2000年6月発効）。

両協定の成立により、我が国200海里における資源管理の体制は、「一応の完成」²を見たのである。

両協定の成立により、我が国200海里における資源管理の体制は、「一応の完成」²を見たのである。

3 日露漁業関係

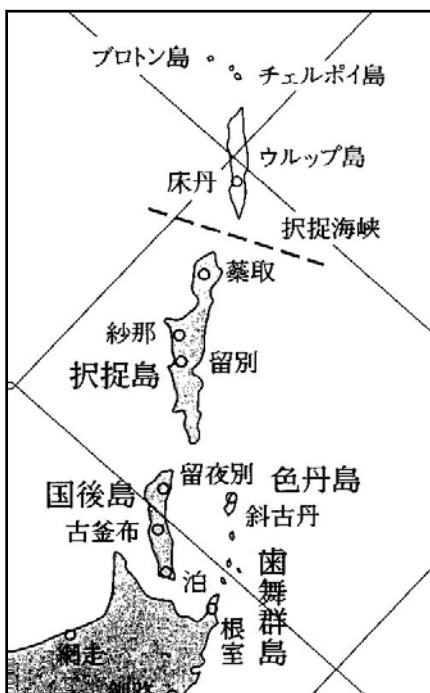


図3－北方四島

（外務省国内広報課「われらの北方領土 2000年版資料編」から）

日露（ソ）の漁業関係を述べる前に、「北方四島」（図3）の領有権に対する我が国の立場に、まず触れておかなければならない。両国の国境に関する歴史をごく簡潔に述べれば、次のとおりである。

- ① 1855年 日露通好条約により両国間の国境を、「択捉島とウルップ島の間」とし、樺太については「両国の雑居地」とする。
- ② 1875年 平和裏に締結された「樺太・千島交換条約」により、北千島を日本の領土とし、樺太をロシア領とする。
- ③ 1905年 ポーツマス条約により、南樺太を日本の領土とする。
- ④ 1945年 ポツダム宣言（日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ）を日本は受諾。ソ連は終戦後の8月末～9月上旬にかけ南進し、北方四島を不法占拠する。

「択捉島以南」については過去一度もロシア・ソ連領であったことがなく、我が国は1951年に署名したサン・フランシスコ平和条約（ソ連は不参加）で放棄した「千島」にも含まれないとの理解の下に、戦後一貫して北方四島の領有権を主張してきた。このため、1956年に日ソ共同宣言で国交は回復したが、両国間の国境は画定されておらず、平和条約も締結されていない状況にある。

² 日韓・日中では「領土問題」等に起因して「旗国主義が適用される水域」が残っている。これら水域は、四島水域とは異なり、二国が共同して資源管理を実施することとなっているが、十分なものとはなっていない。

次に両国間の戦後の漁業関係について述べる。日露（ソ）間では、1956年の日ソ漁業条約の締結以来、これまで長期にわたって漁業関係が維持されてきた。その間、第2項「我が国の200海里水域の設定状況」で述べたように、1977年には双方が200海里水域を設定し、現在では次の3つの協定を基本として展開されている。

- ①日露双方の漁船の相手国200海里水域における操業について定める「日ソ地先沖合漁業協定」（1984年12月に署名・発効）
- ②我が国漁船によるロシア系サケ・マスの漁獲条件を中心に、漁業の分野における日露間の協力について定める「日ソ漁業協力協定」（1985年5月に署名・発効）
- ③我が国漁船による「北方四島周辺の12海里内水域」の安全操業と生物資源の保存・利用に関する日露間の協力について定める「北方四島周辺水域操業枠組み協定」（1988年2月署名・1988年5月発効）

このうち、本件「韓露漁業問題」に関係するのは、①の「日ソ地先沖合漁業協定」（正式名：日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定）であり³、北方四島をロシアが実効支配している現実⁴を踏まえ、ロシア主張の200海里水域を前提に両国関係が規定されている。即ち、我が国漁船は、四島水域で、ロシアの許可を得た上で、その取締りに服して操業をすることとなっている。

ただし、注意を要するのは、この協定の第7条である（下線:海野）。

第7条

この協定のいかなる規定も、海洋法の諸問題についても、相互の関係における諸問題についても、いずれの締約国政府の立場又は見解を害するものとみなしてはならない。

ディスクレマー条項とよばれるこの規定により、我が国の「北方四島」の領有権の主張を害することなく、四島水域での操業を確保している。領土に関する基本的立場と操業水域の確保という実利とのギリギリの調整である。

暦年ベースで定められる両国の操業条件は、年末にかけて行われる政府間交渉で決着が図られる。「韓露漁業問題」が発生した2001年についてみると、次のようになっており、この内容で両国間のバランスが取れていたことになる。

ロシア200海里内での日本漁船の操業条件	
さんま	36,000 トン ほか
無償計	51,657 トン
別に有償操業として、	8,000 トン
（無償・有償合計 750 隻）	
日本200海里内でのロシア漁船の操業条件	
いとひきだら	27,000 トン ほか
計	51,657 トン
（145 隻）	

³ 1991年12月ソ連は崩壊したが、「日露関係に関する東京宣言」（1993年10月13日）により、「日本国とソ連邦との間のすべての条約その他の国際約束は日本国とロシア連邦との間で引き続き適用されること」が両国首脳間で確認され、協定名は従来のまま維持されている。

⁴ 「実効支配を認める」とは、ロシア国旗を掲げる漁船の操業、ロシア当局による取締りについては、やむを得ないものとして受け入れる（抗議はしない）ことである。

なお、ロシア水域のさんまについて補足すると、水域は後掲図4の「韓露」と同、操業船は359隻（運搬船なし）、操業期間は2001年7月1日～11月30日（国内法令上の制約から実質的には8月1日～）であった。

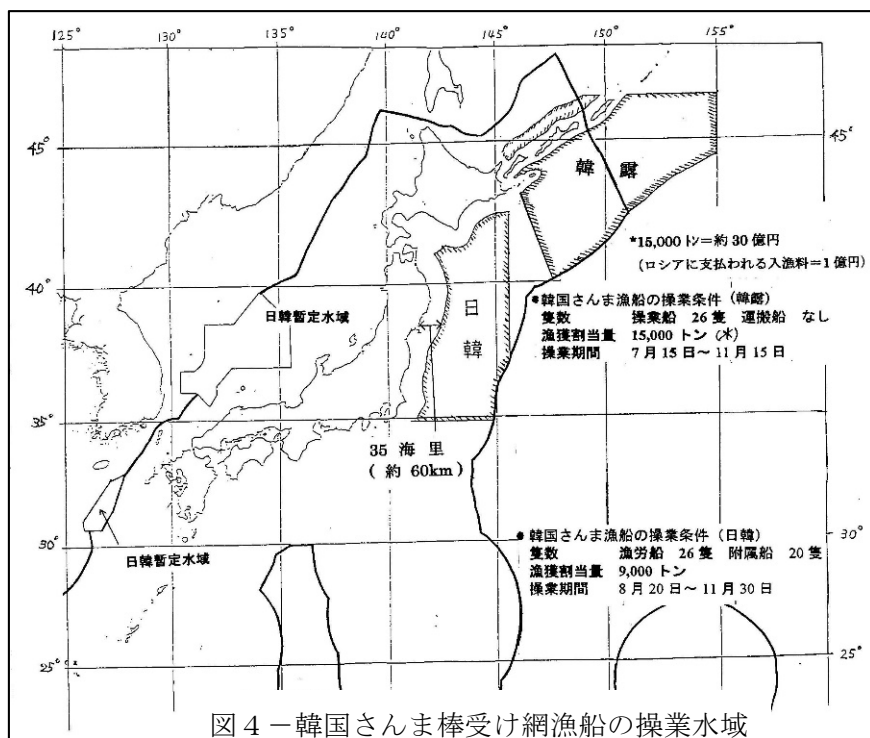
4 日韓漁業関係

日韓の漁業関係も、その歴史は戦争直後にまで遡る。我が国の漁業は、全面的な日本船舶の航行禁止、マッカーサーライン内の漁業許可、同区域の逐次拡大により、復活の道歩んだ。サン・フランシスコ平和条約の締結に伴う同ライン撤廃を直前に控えた1952年1月に、韓国は「隣接海洋に対する主権宣言」を宣布し、所謂「李承晩ライン」を設定した。これは、当時の国際ルールである「公海自由の原則」と相容れない沿岸国（韓国）による一方的な漁業管理であった。

このため日韓の国交正常化に際し、我が国はその解消を求め、距岸12海里までの管理を沿岸国に認めつつ、それ以遠の水域は旗国が取締りを行うことを内容とする旧・日韓漁業協定が締結された（1965年）。

しかし、1980年代に至ると、多数の韓国漁船が我が国周辺水域で無秩序な操業を行うようになり、その防止のために両国間で結ばれた自主規制措置も十分機能せず、我が国漁業への影響が看過しえない状況となった。沿岸漁業者を中心に「沿岸国主義原則に基づく2国間協定」の締結の声が高まったが、その実現は国連海洋法条約の成立を待たねばならなかったことは、既に第2項「我が国の200海里水域の設定状況」で述べたところである。

現・日韓漁業協定（正式名：漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定）の対象は両国の排他的経済水域全域であり、我が国水域には当然「四島水域」が含まれている（図4参照）。この協定の下では、竹島等の扱いを巡って設けられた「日韓暫定水域」を除く水域において、沿岸国主義に基づく相互入会（暦年の操業条件は水産当局間で協議）を講ずることとなった。換言すれば、韓国漁船は、協定の実施法である「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」に基づき、農林水産大臣から許可を受け、その監督・取締りの下で操業する体制へ移行したのである。



前年末に行われた日韓漁業協議においては、2001年の操業条件について、次の内容で合意に達した。

日本200海里内での韓国漁船の操業条件	
さんま棒受網	9,000 トン
まき網	57,000 トン ほか
計	99,773 トン
(1,464 隻)	
韓国200海里内での日本漁船の操業条件	
大中型まき網	75,000 トン ほか
計	93,773 トン
(1,459 隻)	

このうち、韓国漁船のさんま棒受網について若干補足すれば、許可隻数は46隻（漁労船26隻、附属船20隻）。操業水域は図4で「日韓」と記された水域（以下「三陸沖」という）で、沿岸から35海里以内は入漁を認めていない。もとより「四島水域」が含まれないばかりか、これに接する水域も慎重に除かれている。操業期間は2001年8月20日～11月30日とされた。

この項の最後に、我が国200海里水域(太平洋側)の設定状況と韓国漁船に対する管理との関係を、時系列で整理しておく。

- ① 1977年～暫定漁業水域ではあるが、旧協定下で韓国漁船には不適用
- ② 1996年～排他的経済水域ではあるが、旧協定下で韓国漁船には不適用
- ③ 1999年～排他的経済水域であり、現協定下で韓国漁船にも適用

即ち、本件「2001年の韓露漁業問題」は③の状況下で、また関連して第5項「韓露漁業関係」で述べる「1992年の韓露漁業問題」は①の状況下で発生した事件であった。

5 韓露漁業関係

北方外交を展開した韓国は、ソ連との漁業協定（正式名：大韓民国政府とソビエト社会主義共和国連邦政府との間の漁業協力に関する協定、以下「韓露漁業協定」という）に、1991年9月16日モスクワで調印した。翌月22日に発効したこの協定のうち、我が国との関係で注目すべきは次の箇所である。

即ち、「前文」で両国は互いの200海里経済水域（明示はないものの、ソ連のそれには当然「四島水域」が含まれる)内の主権的権利を認定し、「第3条」で両国が相手国に太平洋北西地域の自国水域での操業を許容している点である⁵。

同協定第13条に基づく第1回韓露漁業委員会は翌1992年1月10日～21日の間ソウルで開催され、同年の具体的な入漁条件等は2月10日～14日の間にウラジオストックで開催された韓露漁業協議で決定された。

⁵ 韓露漁業協定第14条は、日ソ地先沖合協定の「ディスクレイマー条項」に類似しているが、両国間に領土問題はなく「相互の関係における諸問題」の文言を欠く。もとより、北方四島とは関連のない条文である。

その内容は、ロシアが我が国「四島水域」を韓国漁船が操業できる水域と明示的に認めるとともに、千島列島及び北方四島の南側水域を単一区画として、次の漁業割当を行っていることが判明した。

無償入漁	さんま	5,000 トン ほか
	計	10,350 トン
有償入漁	さんま	5,000 トン ほか
	計	49,000 トン

既に述べたとおり、この時期の日韓関係は旗国主義を取っており、我が国200海里水域（四島水域を含む）で操業するに際しては、日本側の許可は不要であった。しかしながら、四島水域における韓国漁船へのロシアによる操業許可は、我が国の主権を否定するものであり、我が国政府は両国政府に抗議するとともに、善処方を要請した。議員連盟からのものを含め主要なものを列挙すれば、次のとおりである。

善処方の要請

【外務省】

- ①渡辺外務大臣からコズィレフ・ロシア外務大臣へ（1992年3月20日）
- ②小和田外務事務次官から呉在熙在京韓国大使へ（1992年3月25日）

【農林水産省】

- ③田名部農林水産大臣から呉在熙在京韓国大使へ（1992年3月30日）
- ④鶴岡水産庁長官からコレリスキー・ロシア連邦漁業委員会議長へ
(1992年3月21日)

【日韓議員連盟】

- ⑤竹下登日韓議員連盟会長から盧泰愚韓国大統領へ（1992年3月30日）

これらの申し入れにおいて日本側は、「我が国固有の領土である北方四島の周辺水域で、韓露漁業協定に基づき韓国漁船が操業することは、①対露：日露間の平和条約締結のための成果に害を与えるもの、②対韓：ロシアの領有権を認めるが如き対応、と指摘した上で、事態を遺憾とし、早急に善後策を講ずることを要請した。

これに対し、ロシアは「自国の法律に合致、日露関係に悪影響を与えるとは考えられない」とした。

他方、韓国側は「日本政府の北方領土問題解決のための外交努力は、十分理解。今般の韓露の合意は、日本の立場を害する意図のものではない」とした上で、我が国の領土問題と関係のない水域を含むロシア全水域について、操業許可を当面ストップした。

更に、1992年3月18日に開催された韓露外相会談（於：ソウル）で、李相玉韓国外務部長官はコズィレフ・ロシア外務大臣に、「韓露漁業協定の実施により、北方四島の領有に関して、日露いずれの立場をも害する意図はない」旨述べた。韓国側は「日本側の善処要請に応えた措置」であるとし、以後これを以て「日本と操業について同一条件に立った」と主張した⁶。

⁶ 「ディスクレーマー条項」は、「害される可能性のある立場又は見解」を有する側が同意していることに意味がある。韓国側の主張は、全く的外れと言わざるを得ない。

1992年3月25日、日本側（小和田外務事務次官）は、韓国漁船が四島水域で操業をしないことが絶対に必要とした上で、「①韓露漁業協定を改訂し問題水域を排除、②（協定を維持するならば）問題水域での操業を韓国側が自粛、韓国漁船の操業水域の喪失に見合う水域の拡大については韓露間で協議」の案を韓国側に提示した。

韓国側は1992年4月17日に至り、「①操業遅延で関係業界の損失が大きく、不満も高まっていることから、ロシアへの操業許可の申請手続開始を容認、②ただし、ロシアからの操業許可取付けが、直ちに四島水域で操業してよいことにはならないことを国内業界に注意喚起」した旨を日本側に連絡するとともに、「③韓露間での操業区域の拡大について、日本側がロシア側との協議を通じて速やかな解決を図るよう要請（韓国側も努力）、④ロシアと水域拡大について合意できない場合の日韓間の棲み分け（四島水域とそれ以外の水域）」を提案した。

我が国はこれに対し、「①四島水域での操業は絶対行わないことが必要、②四島水域以外の水域に関する手続の開始については理解、③韓露間での水域拡大協議を支持、側面的協力」を表明した。更に我が国は、1992年4月末から訪露した渡辺外務大臣（寫田水産庁海洋漁業部長が同行）が、韓露間での水域拡大に関する協議の促進を、コズィレフ・ロシア外相に要請した。

これを受け日韓露3国は、1992年5月25日～29日にモスクワで日韓露実務者協議を開催することとなり、寫田海洋漁業部長が訪露（海野漁業交渉官が同行）した。この期間中に、日露・韓露・日韓の2国間協議が2回ずつ行われたが、水域拡大は具体化しないまま終了した。

関係国間で具体的な解決策を見出せないまま「四島水域」での操業時期を迎えたが、韓国側は同水域での操業自粛を続けた。しかし、「日本側の抗議により対応した」との立場は取り得なかったのか、「操業を中止することにした」との連絡は遂になかった。

その後、韓露間で行われた漁業協議の結果、四島水域で操業許可が行われることは、1993年以降なくなった。

この事件の背景となる事情を少しばかり述べておきたい。日露間では、1991年4月ゴルバチョフ大統領が来日し、国後・択捉が交渉の対象であることを初めて文書で認めた⁷が、「韓露漁業問題」はその直後に起こったことになる。当時のロシア側には、①1991年12月にソ連が崩壊し、新生ロシアの外交が混乱をしていたこと、②水産資源の配分の面でも地方分権が進み、モスクワと極東との連絡が十分でなかった、という状況だったことを考える必要がある。

他方日韓間では、「旧漁業協定の下で自主規制措置の延長」か「沿岸国主義に基づく新漁業協定へ切換え」かをめぐり、頻繁に協議が行われていた。この協議に参加していた筆者等は、韓国側に対し、協議中の韓露漁業協定の案文の表現ぶり（特にソ連の排他的経済水域の扱い）、更には「北方領土問題」について注意喚起を行っていた。本件は、韓ソの国交成立直後の事案であり、韓国水産庁では日本担当とは別のチームが独自に、また外務部も資源管理の担当チームが日本担当部局とは十分調整をとらないまま、協議を進めたと仄聞している。

次に、マスコミの反応を紹介する。1992年2月25日の朝日（夕刊）での初出以後、5月の日露外相会談を中心に報道はなされたが、朝日・読売・毎日・産経の各紙とも社説で取り上げることはなかった。これは、①韓国が入漁自粛に動いたこと、②発覚から入漁予想時期まで相当の時間があつたこと、③具体的な法令違反事案ではなかったこと、が理由として考えられる。注目すべきものとしては、1992年3月1日

⁷ 東郷和彦・元外務省欧亜局長の著書（参考資料⑧）によれば、ソ連が最終的に消滅する中で、「過去の破壊」と「未来の建設」のためのエネルギーが最も激しく燃え盛った時期が1991年末～1992年春であり、北方四島返還に関してゴルバチョフの登場以来5度あつた好機の中の3度目に当たっている。

の毎日と3月7日の読売の記事である。前者は、ロシア政府の対応を「礼儀を欠いた投げやりなやり方」と批判するプラウダ紙を紹介している。後者は、自民党総務懇談会での議論について、四島水域を「(日本と韓国の関係では)公海であり」として、交渉の行方を懸念する声があったことを報道している。もちろん正確には「旗国主義が採られている我が国200海里水域」である。抑制された報道の一因は、このような理解にあったのではなかろうか。

最後に筆者の個人的なエピソードを挿入し、この項を締め括りたい。1992年8月に異動となり、在京韓国大使館に挨拶に行った時のことである。1階のロビーの壁に、一枚の世界地図を見つけた。支店を表記した大韓航空作成の地図で、日本国内の大使館と領事館も書き加えられていた。近づいてよく見ると、その地図はこの時点でも、北方四島がしっかりとロシア領に染まっていたのであった。

6 2001年の韓露漁業問題の背景

1993年以降沈静化したと思われたこの問題は、2001年に再燃化するに至った。まず、その背景となった韓露両国の漁業面での事情を述べておきたい。

韓国側にとって大きな要因は、現・日韓漁業協定の締結である。それまで三陸沖の距岸12海里までの水域で、数量等の制限なく操業できたさんま漁が、日本との協議の結果、35海里以遠に制限(日本漁船との漁場競合を回避するため)されたことである。そこで韓国側はロシア水域に活路を求め、1999年から2000年、民間ベース(有償)の契約により「四島水域」で操業を行うに至った。ただし遺憾ながら、日本政府はこの事実をその当時承知していなかった。

他方、ロシアは2001年分から制度を改正し、民間ベースの契約を中止、全量を政府間協定に基づく割当と、政府間協定の結ばれている国(相互入漁のある国)の企業が参加するオークションによる入漁とに切り替えた。

このため韓国政府は、北方四島の領有権に関する我が国の主張を十分承知しながら、「四島水域」において「韓露漁業協定に基づく漁獲割当」を受けるという方式を、2000年12月に選んだのである。その内容は次に示すとおりで、政府間協議の結果でもあり、我が国政府はその直後にこの情報を掴んだ。

ロシア200海里内での韓国さんま漁船の操業条件	
操業水域	図4の韓露と記された水域
漁獲割当量	9,000トン
操業船	26隻、運搬船なし (三陸沖での操業船と同一)
操業期間	7月15日～11月15日

関連してここで言及しておく、「北朝鮮」が韓国と同様の方式により、またロシアと相互入漁協定が結ばれていた「ウクライナ」の企業(実質は台湾漁船)がオークション方式により、四島水域においてさんま漁に参加することとなった(日本政府の情報把握は、2001年7月)。

7 日韓・日露交渉の概要等

2001年の「韓露漁業問題」の経緯は、大きく三つの時期に分けて考えることができる。以下、日本政

府の対応措置や日韓間で行われた応酬の一端を若干織り込みながら、この事件の経過を時系列で整理し、紹介したい。

第一段階：2000年12月～2001年6月

12月26日、在ソウル日本大使館から第一報が入って以降、「静かに協議する立場」⁸を採りながら、領土問題として露韓両国に対して抗議を行った時期である。即ち、外務省からは以下の申し入れをはじめ、東京・ソウル・モスクワにおける様々なレベルの外交ルートを通じて行われた。

①東郷欧州局長からパノフ・在京ロシア大使へ（2月20日）、

②鹿取在ソウル日本大使館公使から秋圭昊外交通商部アジア太平洋局長へ（3月16日）

もとより、水産庁も両国との漁業協議の場などで、繰り返し申し入れを行った。

ロシアに対しては、3月28日に日露合同委員会（サケ・マス協議）で訪露中の弓削水産庁資源管理部審議官が、ガラガン・漁業国家委員会副議長に対して申し入れた。

また韓国に対しては、5月7日の「日韓水産関係部長級非公式会合」（釜山）において申し入れを行った⁹。この席で筆者は、「四島水域における韓国漁船の操業は、日本の国内法令及び日韓漁業協定違反となり容認できない」とした上で、「仮に操業すれば、日本の排他的経済水域内の認められた水域（三陸沖）での操業許可ができなくなる」と警告した。

これに対し、私のカウンター・パートである朴徳培海洋水産部漁業資源局長は、「第三国から正式に許可を受けた操業に、日本側がアクションを起こすことは受け入れ難い」と反論した。これが、以後7ヶ月に17回（うち韓国での開催10回）に及んだ両者の協議の幕開けであった。

（我が国の対応措置について）

韓国がロシアの許可を得て、四島水域で操業する事態¹⁰に、我が国政府は如何なる対応が考えられるか。書生談義をすれば、次のように纏めることができる。

①韓国さんま漁船の操業は無視する。

②日本側も韓国に許可を出す。

③違法操業を行った韓国さんま漁船について、我が国での操業を認めない。

④上記③に加え、他の韓国漁船が我が国排他的経済水域で行う操業或いは水産貿易面で必要な措置を講ずる。

⑤四島水域での韓国さんま漁船の操業を取り締まる。

しかしながら、

①は、これまでの我が国の北方領土問題に関する基本政策に、明らかに反する。

②を実施する場合には、韓国漁船は我が国政府に許可申請を出す必要があるほか、出入域の通報、漁獲に関する日別報告書（正午位置を含む）の記載及び提出などが義務付けられている（漁業協定に基づく手続規則）。我が国が「四島水域」で操業を許可するに当たっては、当然これを公表（＝ロシアが了知）の上行うこととなるが、韓国側が自らロシアの了解を取り付けこの方式に応ずることは、当時の状況下ではまず期待できない

⁸ シベリア・イルクーツクでの日露首脳会談（3月）を成功させるため外交当局が選んだ対応であったが、その後武部農林水産大臣や与党幹部、更にはマスコミから、厳しい批判が外務省及び水産庁に向けられた（朝日8月1日、産経7月10日）。

⁹ 問題の発覚後、水産当局間の最初の会合がこの時期となったのは、越年していた日中漁業交渉の妥結が4月になったこと、水産基本法等の国会審議対応と重なったことの事情による。

¹⁰ さんまは四島水域から三陸沖へと南下するが、近年資源的には高位にあり、同水域で9,000トン程度の漁獲があったとしても、大きな影響が生ずる訳ではない。「韓国漁船が同水域で漁獲したさんまを我が国の漁港に水揚げするのではないか」と懸念が一部にあったが、水産IQ制度の下で輸入管理が可能であり、加えて漁場からの直接寄港は「外国人漁業の規制に関する法律」で、取り締まることができた。

い。また我が国としても監督・取締りを含む適切な法令励行の面から問題が多い。

④は、韓国側が反発して、(西日本の)日本漁船に操業許可を認めない事態がありうる。また最終的には、日韓漁業協定の破棄、即ち暫定水域の解消により竹島周辺の200海里水域で拿捕合戦が起こる可能性も否定できない¹¹。更に、貿易面での報復措置を講ずる事態に発展することも可能性としてある。

⑤は、遺憾ながらロシアの実効支配下にあることから、採り得ない。なお、四島水域を出た直後の取締りも、事実の確認(四島水域にいたことに加え、操業を行ったこと)の面から、慎重な対応が必要である。

いずれにせよ、我が国は、③即ち、四島水域で操業したさんま漁船に対して、三陸沖での操業を認めない方針で臨むこととなった。

第二段階：2001年6月～2001年8月

韓国海洋水産部長官から三陸沖のさんま漁船の操業許可申請書(6月1日付け)が農林水産大臣あてに提出され、その取扱いを軸に、韓国、ロシア等と四島水域での操業問題に関する交渉を行った時期である。

この申請書は、6月6日に日本側(水産庁)に到着。「申請書到着後、原則として2週間以内に許可書を交付する」ことが漁業協定に基づく手続規則で定められていることから、6月19日に武部農林水産大臣は「許可留保」を決定し、これを公表。韓国側は、直ちに強く反発した。

7月1日～2日、ロシア200海里水域への入域を公海上で待つ韓国さんま漁船に対し、水産庁取締船はパンフレット¹²を配布し、我が国の法令遵守を促した。これに対し、韓国側は「(法令違反をチラつかせた)脅迫に等しい行為」として強く抗議、日本側は「公海上でもあり、公権力を行使している訳ではなく、フレンドリーな立場での警告」との立場を貫いたが、目的は十分達成できたことから、程なく中止した。

日韓外交・水産当局間会議(局長級)を7月2日、6日、13～14日、19～20日の計4回ソウルで開催、更に水産当局間会議(局長級)、外交・水産当局間会議(局長級)を28日、29～30日に東京で開催した。筆者はその全てに水産庁を代表して参加したが、協議は残念ながら不調に終わった(なお、双方の主張の概要は、別掲参照)。

7月6日の閣議後に行われた記者会見で、武部農林水産大臣は、今後の対処に当たっての「大前提」として、次の方針(以下「三原則」という)を明らかにした。

- ①日本の法的立場を害さない
- ②代替漁場は提供しない
- ③日本漁民に新たな負担を強いることはしない

註13-韓国教育部検定地図



当時の日韓間には、教科書の記述をめぐる問題¹³と小泉首相の靖国神社参拝問題が

¹¹ 両国政府ともこの事態を望んでいないことは、漁業協定の改訂交渉における経験からも明らかであろう。即ち、難航する交渉に旧協定終了を求める声は高かったが、日本政府は慎重な対応を続け、1998年1月に漸く終了させる意思を通報。他方、韓国側も1998年1月に署名し、1999年1月には発効に必要な国会での承認を強力に進め、通告後1年の経過で無協定状態となる事態を極力避けた。ただし、韓国国内で、従来からハンナラ党が「韓日漁業協定の破棄」を主張していたことには、一定の注意が必要であった。

¹² パンフレットには、表面に「四島水域が日本の排他的経済水域で、日本政府の許可を取得せず操業を行えば、日本の法令違反となる」旨が、また裏面には「日本の排他的経済水域概念図」が印刷されていた。

¹³ 「韓露漁業問題」についても、教科書問題が影響を及ぼしていた。7月11日付けの京郷新聞(ソウル一般紙)には、「歪曲教科書の是正努力を怠る日本側に配慮する必要があるのか」との世論を無視できない」とある。他方、韓国の教科書の抱える問題点を指摘する声も、日本国内で上がり始めていた。特に地図帳は別掲(韓国教育部検定[200.09.18]中学・高校補助教材)のように、日本の主張を全く考慮に入れない内容となっていた。中国が「ロシア占拠」としていたのと好対照であり、自民党の部会などでも議論となった(8月3日・朝日参照)。ちなみに、2008年秋にソウルの書店で販売されていた一般向けの地図では、北方四島と北海道の間を波線で、北方四島を両国とは別の色(白)で表示するなど、若干の改善が見られる。

大きく横たわり、我が国に強く反発する韓国との関係改善を図ることが重要な政治課題となっていた。このため、山崎拓自民党幹事長、冬柴鐵三公明党幹事長、野田毅保守党幹事長が、韓国を訪問することとなり、7月9日、韓昇洙外交交通商部長官、金鍾泌韓日議員連盟会長と相次いで会談した。会談の中で日本側は、「韓露漁業問題」について韓国側の善処を求めたが、ここでも大きな進展はなかった。

7月16日、「韓国国内での冷静な議論の環境」を作るため、「四島水域での操業に関する日韓両国間の協議が整う」との条件が満たされた場合に操業を可能とする許可証を農林水産大臣は発給、渡辺水産庁長官から朴宰永海洋水産部次官補あての書簡とともに韓国側に交付した（8月3日、韓国側は同次官補名でこれを返送し、「制限条件のない許可証の再発給」を要求）。

7月21日、ジェノヴァ・サミットの際に行われた日露首脳会談で本件を協議。小泉総理から我が国の立場を確認し、「とりわけ来年以降の操業の扱いについては、日露間で事前に十分な話し合いを行いたい」旨発言したが、プーチン大統領は「この問題は経済問題であり、政治問題化させないよう経済問題として解決したい」と応答するに留まった。

7月26日、オークション（同13日実施）においてウクライナ（実質は台湾漁船）が四島水域でさんまの漁獲枠・12,400トン、また北朝鮮も同水域で2国間協定に基づき、同8,000トンの漁獲枠を獲得していたことが判明した。

これら情報を再確認した後の8月9日、ウクライナに対しては外交ルートで、台湾に対しては交流協会・亜東関係協会のルートで申入れを行った。

8月1日、韓国さんま漁船は四島水域で操業を開始（韓国政府から通報あり）。直ちに日本側は、田中外務大臣、武部農林水産大臣がそれぞれ抗議の談話を発表、翌2日には植竹外務副大臣が崔相龍在京韓国大使とドブロヴォリスキー・在京ロシア臨時代理大使を呼び、強く抗議を行った。

8月20日小泉首相は、プーチン大統領に対して、今回の事態を遺憾とする書簡を発出した。

ここで、この問題に関する両国の主張（2002年の操業条件論議を一部含む）を整理しておきたい。以下に示すとおり、四島水域の認識の食い違いに端を発しているだけに、最後までかみ合っていない。

（日韓両国による主張の概要）

①四島水域は日本の排他的経済水域か

（日）領海基線、関係法令は現・日韓漁業協定締結時に通報済み。

（韓）四島水域は、ロシアが実効支配中。

②紛争水域での操業の条件

（日）韓国主張の国際慣行なし。

（韓）実効支配している国の許可による操業が国際慣行。

③領土と無関係の純粋の漁業問題か

（日）領土と別の漁業問題に非ず。日本に確認せず、ロシアに確認しても、無意味。

（韓）領有権とは一切関係がない、純粋の漁業問題。ロシアにもこの旨確認している。

④三陸沖の操業不許可

（日）対抗措置に非ず。違反操業（区域外操業）船の操業禁止。協定に基づく許可は申請どおりに非ず（九州沖の操業で個別不許可の例は多数あり）

（韓）不許可は日韓漁業協定違反。四島水域は、日韓漁業協定の対象水域外。

⑤日本の三陸沖での不許可へ対抗措置

(日) 正当な行為への対抗措置は根拠なし。むしろ韓国の対応へ日本が対抗措置を検討。

(韓) 日本は日韓漁業協定違反。これに対抗措置を検討¹⁴。

⑥代替漁場の必要性

(日) 違法操業を止めることへの代償はありえない(三原則)。なお、割当量と割当隻数を2002年から等量にすることは決着済み事項。

(韓) 三陸沖での操業条件の緩和その他の措置が必要(日韓等量の外枠)。

⑦日露協議による韓国漁船の締め出し

(日) 韓国漁民の利益確保は、韓露の協議マター。なお、違法な操業は権利に非ず。

(韓) 日露協議で韓国漁民の利益を害することは不適當。韓国漁民の生存権に関わる問題。

当時の個々の議論・発言に言及することはもとより避けるが、③の「主権侵害」に関して、一言だけ付言しておきたい。交渉の全過程で韓国側が「主権を侵害しているつもりはない」旨繰り返したので、筆者は「主権を侵害する意思がないと言え、侵害ありとする相手国の主張に拘わらず、その行為を続けて良いとすることは許されない」との反論を加えたことである¹⁵。

第三段階 (2001年8月～2001年12月)

韓国のみならず、ウクライナ・台湾・北朝鮮、即ち国交や漁業面での入会関係のない国・地域も登場してきたことから、「韓露漁業問題」は「四島水域での第3国の操業問題」へと発展してきた。そこでまず日露間で協議を進めるとともに、日韓間では2002年の操業に関する協議が中心となった時期である。なお、三陸沖における操業終了予定日(11月30日)に至るまで、韓国側は「制限条件のない許可証の再発給」を要求し続けた。

既に第2段階の最後で述べたが、8月20日、田中外相はパノフ・在京ロシア大使あて申し入れを行うとともに、小泉首相からプーチン大統領に宛てた親書を手交した。また、これと前後して、外務・水産当局はそれぞれロシア側に申し入れを重ねた。

この結果、9月10日～11日に行われた日露局長級協議(齋藤外務省欧州局長、川本水産庁次長ーロシュコフ・外務次官、モスカリツェフ・漁業国家委員会副議長)において、日本側の意向を踏まえた解決を模索することで基本合意に達した。その後の協議で、同水域における第三国漁船の操業やオークション用クォーターの売却は行わないことが最終的に確認された。

我が国の抗議にもかかわらず、7月には「四島水域」でのオークションを強行したロシアが、その方針を大きく変更した理由は何であったのか。真相はわからないが、小泉首相の親書を受けたプーチン大統領が、日露関係のこれ以上の悪化を避けるべく、強く指導したと考えるのが自然ではなかろうか。

また、当時極東では、マフィアも絡んで、ロシア人による自国200海里内でのカニ等の密漁・日本への密輸出が横行(2001年の甲殻類について見ると、ロシアからの我が国輸入金額は、ロシア側の対日輸出

¹⁴ 韓国側の対応措置は、結果的には抑制されたものとなった。予想外の措置を強いて挙げれば、朴漁業資源局長(1WC韓国コミッショナーを兼任)が、1WC年次総会に向けた非公式準備会合(6月28日～東京で開催)を欠席したことであろうか(産経・6月27日)。

¹⁵ 主権侵害の認定は、自衛戦争の発動要件にも繋がる問題である。1928年に米国が「不戦条約」の批准に際して明らかにした解釈ノートでは、本条約によって影響を受けない自衛権発動の権利が各国にあり、当該国家のみが「自衛権の為戦争に訴ふるを要する情勢にありや否やを決定する権能」を有しているとしている(外務省「日本外交文書(不戦条約)」)。2001年の協議時にこの事実を承知していた訳ではないが、我が方の主張は主権に関する各国間の基本的な理解に合致したものと言えよう。

金額の約2.7倍の状況)、その解決を強く求めるロシア側に日本側が応じたことも見逃せない¹⁶。

この問題は、森・プーチン両首脳会談(3月・イルクーツク)でも取り上げられ、またプーチン大統領から小泉首相への返書(2002年2月)では、漁業関係として「韓露漁業問題の解決」と並んで取り上げられている。ロシア側の並々ならぬ関心の程を示すものである。

ちなみに木村論文(参考資料①)では、「韓露漁業問題」について「純然たる経済問題ととらえる見方」と「領土問題と密接にからめる見方」の両方の可能性が示唆されているが、後者で関連が論じられた「二島先回返還論」は既に舞台から姿を消している。

一方、日韓間では、2002年の操業条件をめぐる協議が開始された。形式的には操業条件は、日韓漁業共同委員会(水産庁次長ほか-韓国海洋水産部次官補ほか)で確定するが、実質的には、日韓漁業共同委員会小委員会(海野資源管理部長-朴漁業資源局長)で決められた。2001年の小委員会は、9月17日~18日を皮切りに、12月27~28日まで合計9回、東京・ソウルで交互に開催された。

日本側は、「四島水域で操業を行わないこと」の確認を大前提に、三陸沖での操業枠を決定する方針で臨んだが、韓国側は、韓露交渉で確定(12月15日)するまで、四島水域での操業中止を明言しなかった。また、日本側は、7月6日に公表した「三原則」に基づき交渉に臨んだが、韓国側は、四島水域での操業が行えなくなることも想定し、これを補う量の操業枠を三陸沖で要求し続けた。

このため、日本側は三陸沖の韓国さんま漁船の操業枠についてゼロ提示を続け、これに伴い韓国側の全体枠を定めることができなくなった。更には韓国側と等量¹⁷となるべき日本の全体枠、個別の漁業の枠が固まらない状況となり、懸案となっていた漁獲量以外の操業条件を含めテーブル上の課題整理は進まなかった。即ち、この年の日韓協議は、両国の良好な関係維持を第一に考える我が国外交当局からの執拗な要請(さんま部分だけの早期先行妥結)にも拘わらず、最後まで難航し続けた。

この間、10月15日にソウルで行われた日韓首脳会議でも、この問題は取り上げられた。「商業的問題、韓国漁民の生存権に直結する問題」とする金大中大統領に対し、「我が国の主権の問題、合理的な解決を目指したい」と小泉首相が応答。これを受け水産当局のハイレベル協議や外務当局を交えた協議も行われた。

8 2002年の操業条件をめぐる交渉の結果

並行的な協議は行われたものの、2002年の四島水域における韓国漁船の操業問題は、最終的には12月28日にソウルで開催された日韓漁業共同委員会小委員会で決着した。同小委員会の「討議の記録」に、「韓国側は、齒舞、色丹、国後及び択捉の四島の周辺水域で、韓国漁船が2002年に操業しないこととなった旨を通知した」と記述することで意見が一致したのである。韓国側が漁業協定に規定された正式の委員会(日韓漁業共同委員会)を避けたこと、最終的な表現で「今後」「操業しない」との文言を用いなかった点には、留意する必要がある。

また、三陸沖の操業条件については、四島水域での決着を受け、水域は距岸35海里以遠、漁獲割当量は9,000トン(2001年と同)、許可隻数は34隻(漁労船24隻、附属船10隻)となった。日本側の主張した「三原則」に則し、且つ、最大限の内容であることは言うまでもない。

他方、韓露・朝露間では次のような決着となった。

①韓露間では、ウルップ島以北の水域で、2万トンのさんまの漁獲枠を韓国側に対し割当てること(ただし、

¹⁶ 「四島水域」問題について「三原則」に則した解決を求める我が国は、これを日露間の別の重要なテーマとして取り扱った上で、その解決に協力し一定の成果を生み出している。

¹⁷ 現協定の発効当時、相手国周辺水域で操業する漁船数・漁獲量は、圧倒的に韓国が多かった。このため、第4項「日韓漁業関係」の数字からも判るように、韓国側が日本側を上回る形で暫定的にスタート、2002年に等量にすることが、両国間で約束されていた。

1万トン分を試験操業し、その後で残りの1万トンを使用するか否か決定)で、12月15日合意。
②朝露間では、ウルップ島以北の水域で7千トン、日本海で7千トンの計1万4千トンのさんまの漁獲枠を北朝鮮側に割当ててすることで、12月15日合意。

9 マスコミの動向

2001年の韓露問題に対するマスコミの動きは、1992年のそれとは比較にならないほど大きなものであった。韓国漁船が「日本の法令違反」を「実行」したことが大きな関心と呼んだものと考えられ、各社は四島水域に航空機を飛ばし写真撮影をするなど、我が国政府機関ではなし得ない活動も行った。

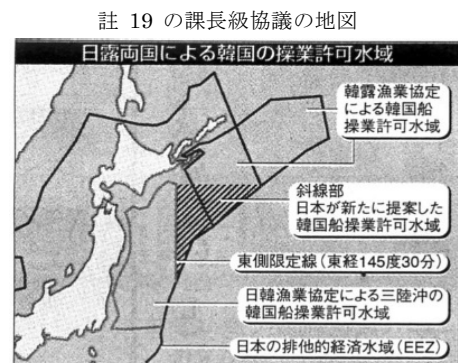
外務省や水産庁が発表する日韓・日露の協議内容(その性格上、ごく簡潔なもの)を載せるだけでなく、社説・署名記事・ニュース展望等でも取り上げた¹⁸、¹⁹。

紙面は各社の特色が出て興味深いが、韓国さんま漁が開始された8月に、読売は「四島の主権侵害は容認できない」(3日)、また毎日も『外交力』の強化が必要だ(3日)、「首相自らが乗り出す問題だ」(10日)との社説をそれぞれ掲げている。

朝日は記事の回数は多いものの社説はなく、8月3日付の署名記事(経済部・寺光太郎)があるのみで、しかも「日韓とも『実害なし』・報復合戦に慎重論」と、この問題さらには「主権侵害」についてどう考えるのか、社としての態度がハッキリしない。

その対極にあるのが産経である。水産庁が問題を公にした直後から、10月までに合計7回の社説で取り上げ、「主権侵害に毅然と対抗を」(6月21日)と強く主張し、併せて田中外相と事務当局の間で起こった混乱に触れる中で「外交の停滞 もはや放置は許されない」(8月18日)と警鐘を鳴らしている。

更に、日韓間の最終決着について、12月29日の紙面には、公表された結果の報道だけでなく、解説記事(サンマ漁合意 操業優先で韓国“退く” 北方領土への理解進まず)も掲載されている。他紙には見られぬもので、「日本が北方領土問題について伝えようとしたことが韓国側に十分理解されたかは定かではない」と分析している点は、注目に値する。



¹⁸ 新聞記事で注目すべきもの(引用したものを除く)は、以下のとおりである。

①読売：社説・8月17日(ロシア政府の許可は背信行為だ)、Q&A・8月3日(好漁場を巡り主張は平行線)

②毎日：ニュース展望・8月4日(領土、他魚種もからむ難題)

③産経：社説・7月4日(主権の侵害は許されない)・同8月1日(「拱手傍観」は許されない)同3日(嫌韓感情をあおるだけだ)・同10日(対露戦略の抜本見直しを)、同10月14日(首相訪韓・言うべきこと言う関係に)、署名記事・7月10日(「かしこまり外交」に決別を)、解説記事・8月9日(外務省有効策取れず 外相と官僚対立で機能停止)

¹⁹ 産経(7月27日)の記事にだけは、コメントを付しておきたい。7月7日の課長級協議の場で別掲地図の斜線部分を日本側が新たに提案したとの報道であるが、その事実はない。この案は、「三原則」と相容れないことは明白であり、提案することはあり得ない。「対象水域を南クリル列島まで拡大」を検討中と伝える韓国の京郷新聞(11日)も同様である。日韓両紙とも、或いはこの問題が日本の主権侵害に関連する事案であるとの正確な認識を欠いていたのであろうか。それとも、日本側の交渉態度(基本原則の遵守)に疑念を持っていたのであろうか

10 終わりに

以上2001年に起こった「韓露漁業問題」を取り上げ、その経緯と問題となった点を紹介してきた。「我が国の主権が侵害される」—このような事態が2度と起こって欲しくはない。また起こらないよう万全の注意を払って、外交・行政が展開されるよう望むのは、筆者ひとりではあるまい。

この問題は、当時水産庁で広く言われていたように、「魚の形をした島の問題」である。その意味から、我が国を取り巻く国際関係と関連行政について、ここで所感の一端を申し述べることにしたい。

その第一は、巷間「地球が小さくなり、国境がなくなりつつある」と言われるが、国境は厳として存在していることである。

むしろ海洋の世界では共通の財産である「公海」が減少し、各国が管理する水域に一層分割されている。それぞれの「国」が構築する秩序を尊重しながら、如何に利害関係を調整していくかを、各国は引き続き考えていかなければならない。

第二は、北方領土問題が解決しない限り、未だ我が国の「戦後」が終わらないことである。

「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄」した我が国としては、もとより粘り強く交渉する以外に手段はない。隣国との紛争解決で武力行使が再び目立つようになったロシアとの交渉は、容易ではない。如何なる戦略を取るべきかについては大いに議論する必要があるが、我が国が一体となって、一貫性のある政策を展開していくことが不可欠である。

「韓露漁業問題」は主権・領土の問題であると同時に、農林水産省所管法令の具体的な違反事件であった。そしてこれまで述べてきたように、外務省のみならず、農林水産省、海上保安庁はじめ関係省庁が隊列を組み、問題解決に当たった「外交案件」でもあった。今後ともこのようなアプローチが重ねられることを願ってやまない。

第三は、韓国及び中国との関係である。両国との間でも、竹島や尖閣列島等に関連して「沿岸国主義が適用されない水域」（暫定水域等）を抱えている。

日韓・日中漁業協定上は、共同して適切な資源管理を行うこととなっているが、一日も早くこれが実現することを望みたい。また隣国どうし、理不尽であると思うことは率直に（時には激しく）語り合い、理解を深めていかなければならない。

特に、日韓共同の経済的取組みにおいては、曖昧な合意を排除し、互いの利益や主張を余すことなく述べあい、細部に至るまで合意を形成するよう努力する必要がある。ともすれば外見の類似性から過信や誤解が生じやすいが、両国の考え方にはかなりの隔りがある。地理的な隣国関係は永遠に解消できず、今後とも多様な局面で様々な問題が現出してくるであろうが、トラブルとすることを避けつつ、真に良好な関係を長く維持していくためには、こうした努力は不可欠と考える。

最後に、特に名前を明記することはしないが、「韓露漁業問題」の解決のため、ともに努力を傾注した全ての関係者に、この場を借りて御礼を申し上げ、筆を擱くことにしたい。

(参考資料)

- ① 木村汎「プーチンの対日政策（二）～小泉政権（2001年）～」(『海外事情』・2002年7・8月号所収)
- ② 本田良一「密漁の海で～正史に残らない北方領土～」(凱風社, 2004年)
- ③ 「特集・日本をめぐる海と領土」(『ジュリスト』647号所収)
- ④ 杉山普輔「新日韓漁業協定締結の意義」(『ジュリスト』1151号所収)
- ⑤ 水産庁「我が国の水産外交について」(2003年)
- ⑥ 水産庁「水産の動向(漁業白書)・平成4年度及び13年度版」 その他公表資料
- ⑥ 外務省「外交青書(平成4年及び14年版)」 その他公表資料
- ⑦ 朝日新聞・読売新聞・毎日新聞(各縮刷版)・産経新聞(全紙版)・1992年及び2001年
- ⑧ 東郷和彦「北方領土交渉秘録～失われた五度の機会～」(新潮社, 2008年)
- ⑨ 木村汎「新版日露国境交渉史～北方領土返還への道～」(角川書店, 2005年)
- ⑩ (財)日本海運振興会国際海運問題研究会「新しい海洋法～船舶通航制度の解説～」(成山堂書店, 1998年)

本稿は、(財)東京水産振興会『水産振興』第494号(平成21年2月)に掲載されたものを再編集した。
また、執筆者の肩書は平成21年当時のものである。

* 執筆者のプロフィール：<http://www.ssri-j.com/unno-intromenue.html>